

中国森林認証制度が 中国企業に与える影響

中国林科院 陸文明教授
中国 臨沂
2011年11月30日

アウトライン

- 一、中国森林認証の現状
- 二、中国森林認証制度
- 三、中国森林認証制度が中国
企業に与える影響

一、中国森林認証の現状

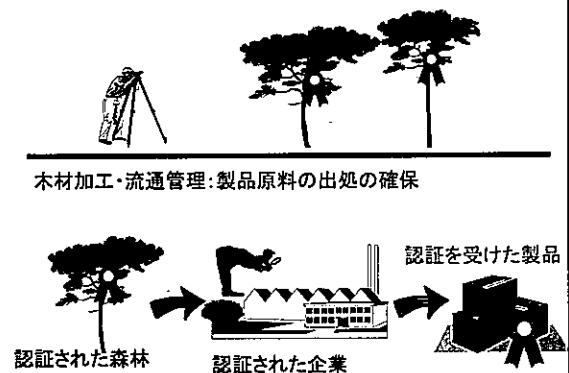
中国で森林認証はそれほど 普及していない

- 品質マネジメントシステム認証:ISO 9000
- 環境マネジメントシステム認証:ISO 14000
- 安全マネジメントシステム認証:ISO 18000
- グリーン食品認証:中国国家認証基準
- 環境保護製品認証:中国国家認証基準
- 森林認証:国際的には1993年開始、国内では
2000年前後に本格的に開始

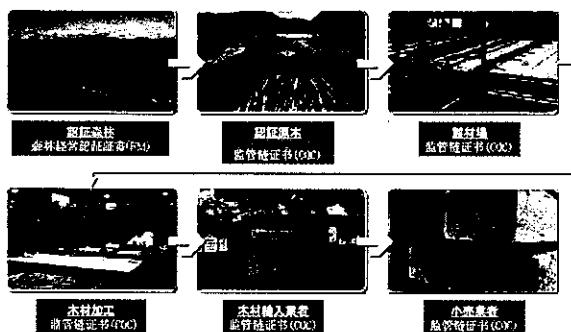
中国で森林認証の推進もう十年以上

- 1995年:中国林業科学研究院、大学など森林認証研究業務が開始される
- 2000年頃:木材加工・流通管理認証を取得第1社が現れた
- 2001年:最初の森林管理認証を取得
- 2001年:非正式の中国森林認証作業チームを設立
- 2001年:国家林業局によって中国森林認証作業指導グループを設置、森林認証処が設置(現在の認証管理処)された
- 2006年:FSC中国国家提議が成立(即ちFSC作業チーム)
十年以上:多量な研究・人材育成セミナー・普及・拡大・審査実践なども全面的に展開

森林経営認証:森林経営のレベルの保証



木材加工・流通管理認証



森林認証の波及効果－1

- 森林認証最初の段階では森林の持続可能な経営及びその第3者による客観的に認定することを解決する市場メカニズムであり、これによって以下の問題を解決した：

1. 森林経営と利用の合法性及びその製品の合法性
2. 持続的な森林経営と利用

森林認証の波及効果－2

- 近年、違法伐採とその貿易は日増しに国際社会、特に欧米先進国政府及びNGO国際機構に注目を浴びている
 - 木材とその林産物の合法性認定ラベルは認証材とその産品の合法性を認定される重要な手段になり、しかもその出所を遡ることが出来る
- 森林認証のラベルはこの要求を満足することが出来る
 - 森林認証を受けた林産品なら、普通では更に合法性認定を求めない
 - 森林認証中の伐採・加工・流通過程におけるCoC認証は一層科学的・合理的なものであり、もちろん最も複雑だが、それによって違法材混入割合の問題を解決される

世界における森林認証システム

- 国際システム：
 - 森林管理協議会 (FSC)
 - 森林認証システム認可計画システム (PEFC)
- 国別システム：
 - アメリカSFIとATFS、カナダCSA、マレーシア MTCC、インドネシアLEI、オーストラリアAFS、チリCertfor
 - 中国森林認証システム (CFCC)

中国の森林認証システム

- 体系は正式に創立した(2認証基準・1認証機構・1管理制度ファイル)
- 国家林業局が推進し、国家認証監督委員会が指導し、国家林業局科技发展センターによって、その具体的な実施を担当する
- 2001年7月：国家林業局中国森林認証工作指導チームを設立、その後、国家林業局科技发展センターに森林認証所を設立した(現在名：認証管理所)
- 2001年9月：国家林業局中国森林認証工作指導チーム会議を開催、中国独自森林認証システムを創立について検討を始め
- 2007年9月：中国森林認証基準(森林管理と木材加工・流通管理)本格的に発表した(中国林科院による編成)

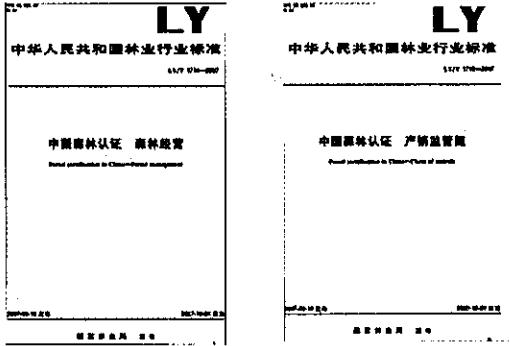
中国の森林認証システム

- 2008年5月：国家認証監督委員会と国家林業局共に、一連の文書が公表された
- 2009年3月：国家認証監督委員会が「中国森林認証実施規則」を公布
- 2009年：国家認証監督委員会の許可を受けて中林(天合)森林認証センターが設置され、一つの認証機構となる
- 2010年1月
- 国家林業局から、国家林業局中国森林認証工作指導チームを調整し、賈治邦さんがチーム長となった
- 同時に、中国森林認証管理委員会を設立し、国家林業局科技发展センターに事務局もできた、本人は副事務総長を兼任している
- 2010年9月、中国林業局によって「森林認証作業を速やかに推進する指導意見」を公布した

中国独自の森林認証システム

- 現在、中国人工林管理認証基準、中国竹林管理認証基準等を含めて、認証関係の基準と審査準則は制定している
- 多数の国家森林認証システムと違い、中国の森林認証システムは認証領域を拡大することであり(森林管理認証と木材加工・流通管理認証以外)、人工林、竹林、非木材林産物、炭匯林、生産経営の稀少絶滅危惧物種などを含めている
- 国際相互承認は順調に進んでいる(後述べる)

中国森林認証規格



中国森林认证委员会

中国における森林認証システム



国家林业局关于加强森林认证工作的指导意见

各省、自治区、直辖市林业厅(局),内蒙古、吉林、黑龙江、大兴安岭森工(林业)集团公司,新疆生产建设兵团林业局,国家林业局各直属单位:

为深入贯彻《中共中央国务院关于加快林业发展的决定》提出的“积极稳妥地开展森林认证工作,尽快与国际接轨”的要求,落实中央林业工作会议精神,深化森林认证制度改革,促进森林可持续经营,推动现代林业又好又快发展,现就加强森林认证工作提出如下指导意见。

一、充分认识开展森林认证工作的重要意义

(一)开展森林认证是实现现代林业的必然要求。森林认证是由独立的第三方按照规定的程序和标准对森林经营和森林产品生产者是否符合标准的规定,实施评价并认可的一项有利于实现森林资源永续经营和合理利用社会共同监督机制。森林认证由企业自愿申请并经第三方机构审核合格,通过公证的木材证书许可证明所认证的森林经营符合标准,森林产品通过质量检测合格并获得森林认证证书,是企业赢得国际市场开发的真谛。

(二)开展森林认证是拓展森林产品的商业价值,提高公众环境保护意识的有效途径。随着绿色消费、优先购买森林认证产品,已成为公

世界における各森林認証システムの認証現状

- ・ 2011年9月30日まで
- ・ FSCシステム
 - 79ヶ国、1,065個森林経営企業、1.44億ha
 - 107ヶ国、21,535個木材加工・流通管理(CoC)認証
- ・ PEFCシステム
 - 2.41億ha、その内森林所有者475,664以上。
 - 8,530個木材加工・流通管理(CoC)認証取得
 - 34の加盟国、31の国家システム、149の政府のサポートを獲得している

中国における森林認証の発展現状

- ・ 中国国家森林認証システム:既に設立、現時点では認証審査が開始
- ・ FSCシステム(2011年9月30日まで)
 - 42個森林経営企業、259万ha、1,743個木材加工・流通管理(CoC)認証(香港、台湾を含まず)、「世界:79ヶ国、1,065個森林経営企業、1.44億ha、107ヶ国、21,535個木材加工・流通管理(CoC)認証」
 - 中国の場合では森林認証作業チームを設置し、そして事務所を設ける
- ・ PEFCシステム(2011年9月30日まで)
 - まだ森林管理認証がない(相互承認まだ取得していない)。140個木材加工・流通管理(CoC)認証を取得。「世界では2.41億ha、の伐採・8,530個木材加工・流通管理(CoC)認証を取得」
 - 中国で事務所が設置されている

二、中国森林認証に関する政策

中国森林認証に関する政策

- ・ 監督管理機関(国家認証監督委員会)の政策
- ・ 技術部門(国家林業局)の政策

監督管理機関(国家認証認可監督管理委員会)

- ・ 2001年以前、国の認証認可監督管理機構はない
- ・ 2001年8月29日:国家認証認可監督管理委員会が正式に成立
 - 国家認監委(CNCA):行政認可を担当する認証機構(またコンサルタント機構とトレーニング機構がある)
 - 中国認証認可協会:認証業務を担当する審査員を許可する
 - 中国合格評定国家認可センター(CNAS):技術評価を担当する認証機構(認証機構は認可するかどうか自分で決める)
- ・ 2003年11月1日:国务院が「認証認可条例」を公表

《認証認可条例》-1

- ・ 第九条 認証機構設立、國務院認証認可監督管理部門による批准を経て、また関係法律に照らして法人資格を取得して、その批准された範囲内の認証活動に従事する
 - 批准をされていないすべての組織と個人は認証活動を開展してはいけない
- ・ 第十三条 外国認証機関が中華人民共和国にその代表機構を設置するには、批准手続きを行い、批准されなければならない。また、法律によって商工行政管理部門で登録手続きをして、その属する機構の業務範囲で関係する普及活動に携わることが出来る、ただし、認証業務に従事してはいけない

《認証認可条例》－2

- 第五十七条 批准を取得しないで、無断で認証活動に従事したら、取り締まる。10万元以上50万元以下の罰金を徴収。違法所得あつたら、その違法所得を没収する
- 第五十八条 批准をされていない外国認証機構が、中華人民共和国領内で代表機構を設立したら、それを取り締まる。5万元以上20万元以下の罰金を徴収する
 - 批准された設立された外国認証機構代表機構が中華人民共和国領内で認証活動に従事した場合、違法があった場合は、その改正を命令し、10万元以上50万元以下の罰金を徴収。違法所得あつたら、その違法所得を没収する。重大な違法なら、その批准文書を引き上げ、公表する

中国における三つの森林認証システム

- FSCシステム:この前、全て14つFSC協議会で認可された外国認証機構が中国でFSC認証業務を行っている(FM認証とCoC認証)
- PEFCシステム:この前、全て4の外国認証機構が中国でPEFC認証業務を行っている。(CoC認証しか行ってない、相互承認まだ取得していない)
- CFCCシステム: CNCAの批准を受けた中林(天合)森林認証センター(2年の試験期間、2年後正式に実施)
- 商工登録完了
 - 審査員は中国認証認可協会に認可された
 - しかし、現時点では、まだ、中国合格評定国家認可センターの認可を取っていない(これは、まず、3回認証作業を開催してから、再評定する)「認可しなくでも良い」

監督管理部門(CNCA)の政策

- 2003年11月1日「条例」公布から2010年4月にかけて、CNCAがFSCとPEFCの外国認証機構に対して「条例」に準じて厳格な監督管理を実施しておらず、ずっと黙認する態度を取っている。これにより、公衆によって中国森林認証に対する合法性への疑問が提出されることになる
- 2010年4月: CNCAは厳格に「条例」の要求に従い、FSC授權を受けた8の外国認証機構の中国における森林認証業務を終止させた。その他、中国で登録又は合资認証がある6の機構に対して、一時的にその森林認証業務を許可することにした。厳しい意義から見ればまだ「条例」の要求に合っていない。(これは登録手続きが完備ではないか、又は登録手続きが問題ないものの、その業務範囲が授權されていない)
- 実際には、これは政策の変化ではなく、以前には「条例」を厳格に執行していなかったのである

技術部門(国家林業局)の政策－1

- CNCAは監督管理部門とし、監督規範管理を主とする
- 国家林業局は技術部門とし、森林認証を高度重视し、それに、中国森林認証システムの発起人と管理者で、全ての森林認証関係の従業員を管理している
- 2007年10月、中国森林認証基準(FMとCoC)は発効
- 2006年から2009年まで、4つの森林認証モデルを行った(主に、森林認証知識を普及と中国森林認証の基準を検証する)
- 2010年、森林認証審査モデルは展開され、具体的な審査は認証機構を担当する

技術部門(国家林業局)の政策－2

- 2010年:中国森林認証システムが正式に成立
 - 国家林業局によって、中国森林認証基準が公布(FMとCoC)された
 - CNCAは認証機構1社の成立を批准した
 - CNCAと国家林業局が共同にて、関係公文書を発出
- 2020年:正式に森林認証審査を試験的に開始
- 2010年9月16日:「国家林業局が森林認証作業を速やかに推進する指導意見」を公布された

「国家林業局が森林認証作業を速やかに推進する指導意見」

- 一つの指導思想、四条の基本原則、二つの発展目標(2015年、2020年)「国際相互承認」、幾つかの主要任務
- 保障措置における政策措置:
 - 森林の持続可能な経営と森林認証への有利な政策措置を制定。関係部門との交流協力を強める。森林認証は認証製品を出来るだけ早く政府調達リストに取り入れ、さらに、漸次、その調達割合を増加する。
 - 森林認証をされた森林経営体と林産品生産・販売企業に対し、技術指導・情報提供・項目手配・資源利用・銀行保証・市場開拓などの面でサポートを与える

三、中国森林認証制度が 中国企業に与える影響

中国森林認証制度が 中国企業に与える影響

- ・部門側から見ると
 - 国家認証監督管理委員会の政策から
 - 国家林業局の政策から
- ・時間側から見ると
 - 短期的影響
 - 長期的影響

監督管理部門(CNCA)側から

- ・認証機構の合法性
- ・中国企業に及ぼす「認証認可条例」の執行
- ・程度の影響

森林認証機構の合法性

中国森林認証機構合法性の現状

- ・2003年11月1日公布された「認証認可条例」には、国内外認証機構が中国で展開する認証(森林認証含め)に対し、いずれも明確な規定があり、夫々の認証機構は其れを必ず明確に知っているべきで、厳守しなければならない
- ・色々な原因と、さらに、森林認証が、1)新しい事物であり、2)森林の持続的経営と林産品の国際マーケットへの進出可能性において有利なため、国家認証監督委員会として、たとえその機構が今までに完全な合法性を整備しなかつたとしても、見て見ぬふりで默許の態度を取ってきた
- ・国家認証監督管理委員会自身も不作為の疑いがある。幾つかの中国で登録した認証機構がその業務の合法化をしたい、認証範囲拡大を申し入れたい場合にも、国家認証監督管理委員会として、これに対し積極的に対応していない。
- ・2010年4月になって、国家認証監督管理委員会がようやく外国認証機構への監督管理に力を入れだした

中国森林認証システム(CFCC)認証 機構の合法性

- ・現在、一社しかない。即ち中林(天合)森林認証センター
- 既にCNCAから許可した
- 既に商工登録を済ませた
- 審査員が既に中国認証認可協会の認可を済ませた
- 申請中、中国合格評定国家認可センターからの認可未取得(3回目の認証業務を完成した後、中国合格評定国家認可センターの認可が得られる)「認可しなくても良い」
- 完全的に合法な森林認証機構である
- もちろん、ただ中国森林認証システムしか認証出来ず、FSCシステムとPEFCシステムの認証は出来ない

FSCシステム認証機構の合法性

- 現在、FSC授權の認証機構の内、14の機構が中国での森林認証を展開している。これらはBV、CU、DNV、GFA、IC、IMO、QMI、SA、SCS、SGS、SGSNA、SQS、SW、TTである
- 「条例」に従って、例え中国で代表機構として登録を済ませたとしても、森林認証業務を展開できない（普及活動しかできない）。
- 2010年4月：CNCAの確認で、中国で登録していない認証機構なら、引き続き森林認証業務を行ってはいけない。しかも、中国で登録を済ませた認証機構なら、一時的に森林認証業務展開可能。以上のことからその合法性も完全なものではないと説明出来る

PEFCシステムの認証機構の合法性

FSCと同じ：

- 現在、PEFC授權の認証機構の内、中国で森林認証を展開するのは4機関しかない。そして、いずれも木材加工・流通管理（CoC）認証である。これらは、BV、QMI、SCS、SGSである。
- 以上認証機構の認証範囲で、森林認証は含めていないので、合法性は不完全である

しかし：

中国森林認証システムはPEFCシステムとの相互承認を取得すれば（一番早いにすると、2012年の後半だと思っている）、PEFC中国で森林認証の合法性はよりすぐに解決できる

国家認証監督認可管理委員会の「条例」実施程度が中国企業に与える影響

「条例」の実施程度が中国企業に与える影響－1

短期影響

- 現在中国のFSC認証（特に木材加工・流通管理（CoC）認証）（PEFCシステムも同じ）は、主にSGS、BV及びDNVが審査した、彼らは中国でパートナーがいる。中国で登録を済ませたが、その完全合法性には依然として問題があるものの、CNCAが一時的に森林認証業務展開を可能という優遇政策を与える。従ってCNCAの「条例」実施の強化が、中国企業への短期的影響はありえない

「条例」の実施程度が中国企業に与える影響－2

- 長期影響－1（CFCCはPEFCとの相互承認を取得）
 - 順調にすれば、2012年の後半PEFCとの相互承認を得ることができる。そのとき、PEFC中国で森林認証の合法性は問題にならない、その上、中国森林認証システムから認証した林産物は国際市場での認可度合は段々高くなる
 - 国内市場を整頓し、「条例」の厳しさを明らかに示すために、「条例」に従って、FSCその森林認証を完全に終止される可能性が高い
 - そうすると、FSC認証した林産物を生産・販売している企業に影響を与えられる、一部のFSC市場失われる可能性がある。しかし、PEFCの市場を開拓することできる
 - 現在点でみると、その可能性が高い

国家林業局森林認証の政策が中国企業に与える影響

国家林業局森林認証政策が 中国企業に与える影響

- ・国家林業局が森林認証を高度重视
- ・中国森林認証作業チームが成立、及び中国森林認証管理委員会、森林認証処設置(現在の認証管理処)
- ・積極的に中国森林認証システムを提案、推進(一連公文書・制度・標準)
- ・同時に、FSCとPEFCの中国における森林認証に対するもサポート(その前提是中國の法規則を守るべきこと)

森林認証指導意見

- ・前述べた
- ・核心:高度重視、積極的推進、発展を速める
- ・認証範囲:森林認証から、炭匯林・竹林・非木質林産品・森林生態環境などの多面的機能、生産経営サービス、絶滅のある稀少な植物品種などの生産経営認証に拡大して行く
- ・発展目標の一つ:国際相互承認(PEFCシステムとの相互承認)
- ・2大政策措置:
 - 森林認証は認証產品を出来るだけ早く政府調達リストに載せ、さらに、逐次、その調達割合を増加させる。
 - 森林認証された森林經營体と林產品生産・販売企業に対し、技術指導・情報提供・項目手配・資源利用・銀行信用保証・市場開拓などの面でサポートを与える

政策一:政府調達政策

政府のグリーン木材調達政策

- ・中国政府はグリーン調達政策を制定し、2006年、「環境標識產品政府調達実施意見」と「環境標識製品政府のグリーン調達リスト」を公表
- ・規定は2007年1月1日をもって中央政府及び省クラスの行政機関で率先して実施されてきたが、2008年1月1日から全国的に広範囲に実施されている
- ・この政策は木質ボード・無垢フローリング・家具に及んでいる。
- ・主に生産過程における環境への影響の少ない製品。
- ・しかし、森林認証製品に及んでいない

森林認証指導意見に関する研究

- ・第22条第一部分: 森林の持続的經營と森林認証に有利な政策措置の作成。関連部門との交流・協力の強化、認証產品を出来るだけ早く政府調達リストに取り入れ、次第にその調達割合を増加する
- ・2011-2012年、国家財政資金で森林認証製品の技術とその利用にかんする項目を展開している。これには、中国政府公共調達林產品の產品分類・產品リスト・產品價格構成・產品調達/競売ルール・產品ラベルなど五つの面における技術的問題を主として研究する。森林認証產品ハンドブックとその取り扱うガイドラインの編成、森林認証產品を政府公共調達政策リストに載せることを提案する
- ・2011年12月、チームでイギリスまで森林認証林產物の政府調達について考察していく

政府調達政策による中国企業への影響-1

- ・短期影響:
 - 指導意見ではただ出来るだけ早めに森林認証產品を政府購入調達リストに取り入れることを提出しているが、本格的な実施に至るには、未だ多大な技術とプロセスの面での準備作業が存在し、時間も掛かる。そのため、短期的には、中国企業への影響がそれほどない

政府調達政策による中国企業への影響－2

長期影響:

- 何年後、いったん、森林認証產品を本格に政府購入調達リストに包括されると、中国企業への影響は巨大で、その示範作用が計り知れない
- これは林產品加工企業を鼓舞し、伐採・加工・流通過程におけるCoC認証を積極的に追及し、ひいては森林經營体の森林經營認証を促進させる
- 森林認証產品が木材出所の合法性を証明すること、製品の出所も持続的經營森林からのものを証明していることに鑑み、アメリカのレーシー法やEU木材が全面的に要求する調査の求めに合致することができる
- 従って、政府調達の影響は長期的・積極的・有効的である
- システム別問題: CFCCとPEFCは問題なし。FSCは、行けないの可能性が高い、少なくとも、最初には難しい

政策二: 資金・技術的サポート

森林認証指導意見に関する内容

- 第22条第二部分: 森林認証された森林經營体と林產品生産・販売企業に対し、技術指導・情報提供・項目手配・資源利用・銀行信用保証・市場開拓などの面でサポートを与える
- 以下の二つ面にまとめられる:
 - 資金的支持
 - 技術的支持

資金技術政策が中国企業に与える影響－1

短期影響:

- 指導意見には、認証を済ませた森林經營体と林產品販売企業に対し、資金と技術面で支持すると規定は大雑把なものに鑑み、実際の実施及びその程度や範囲もあまり確定出来ない。こうしたら、中国企業への本格的な支持も限りがある(ある省では指導意見の規定ように実施することが出来るが、実施しても、そのサポートは限度があり、象徴的なものである。ある省ではそれほど実施出来ない)
- だから、資金と技術面のサポートが中国企業への短期的影響はあまりない

中国企業への資金技術政策の影響－2

長期影響:

- 短期的に見ても、政府が森林認証を展開する森林經營体と林產品生産販売企業への資金と技術面の支持は有限、企業への影響も大きくない
- しかし、長期的に見れば、これは政府として森林認証を重視・サポートすることの具体的な表現であり、その励ましは明らかで、森林經營体と林產品生産販売企業は対して大いに激励される。森林認証を展開する時、確かにある運営体が本格的な資金と技術的支持を得たとしても、別な運営体がそれを展開しても、必ずしも資金と技術援助を取れるかどうか分からぬ
- 従って、長期から見ると、政府の資金と技術応援の企業に対する影響が積極的・有効である

発展目標: 国際相互承認進展